

○吉田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。最初に、米田建三君。

○米田委員 おはようございます。

まず外務大臣に伺いたいのですが、G8への出席の御希望、お気持ちは強くお持ちですね。

○田中政府参考人 答えはもちろんイエスでございます。

今の国際情勢、特に九月十一日以降の状態を勘案いたしましても、当然これは義務であるというふうに思っております。

○米田委員 そこで、最近のいろいろな議論の中で、大変な誤解が流れているのです。

きょうはマスコミのカメラもたくさん入っていますから、私はここではつきりさせておきたいのですが、あたかも与党がその出席を反対しているかのような、そういう誤解が流れている。それで、いろいろな委員会の中では一部野党の皆さんから、ぜひ頑張れ、行けというふうな、これは全く間違った、事実を踏まえていない誤解でありまして、私はこの際、経緯を明らかにしたいのです。

外務大臣の出張につきましては、大島国対委員長を初め与党側から繰り返し、出張を認めてもらえらるるよう野党に要望を行ってきたわけでありまして、ところが、これに対し野党は、外務大臣の出張は了承する、ただし、行くのであれば補正予算審議は外務大臣の帰国後に行いましょう、こういうスタンスであったわけでありまして。

しかしながら、与党としては、予算の中には雇用対策や失業対策あるいは中小企業対策、また外務大臣も関係するテロ対策の予算が含まれており、早急に審議をする必要がある、したがって副大臣や臨時代理で審議をお願いしたいというふうな申し入れた経緯があります。

WTOにつきましても、農水相あるいは経産相が出席をされ、補正の審議については副大臣が対応するということが合意ができていたわけでありまして、なぜ野党が外務大臣についてのみ、もし出張するならば補正の審議そのものの全体が帰国後

だというふうなことをおっしゃるのか。そういう主張を野党が繰り返してまいりました。このため、与党としては、審議をおくらせると予算関連法案もあり、相当時間もかかるため、予算審議を優先せざるを得ないということで出張は断念することになったわけでありまして。

ですから、野党がWTOのケースと同様に、補正の審議は副大臣や臨時代理で結構だと言っておくならば、与党はすぐにも外務大臣にG8に出席をさせていただきたい、出発をさせていただきたいわけでありまして、このところを誤解のないように、はつきりこの場で私は確認をしておきたいと思うわけでありまして。

野党から応援の芽も出ていますので、ぜひ外務大臣、野党のしかるべき国対関係者に、私だけの足を引っ張るなど、逆にはつきり申し上げていただきたい、そういうふうな思いがあります。

○田中政府参考人 ぜひ、外交の責任者といまして、世界の平和と安定に貢献をしなければならぬ立場であるということも、もう議員の皆様は与野党を問わず御理解なさっていらつしやると思っていますので、どうぞよろしく御理解のほどをお願いいたします。

○米田委員 では、質問に入ります。

農産物の輸入に係る、中国に対するいわゆるセーフガードの問題から質問に入りたいと思っております。

農水省及び経産省の参考人の出席をお願いしておいたのですが、入っていませんが、だれが答弁するのか。

質問に入りますけれども、中国からのネギや生シイタケあるいは畳表の輸入の急増によりまして国内価格が急落したために、四月二十三日に、我が国は国際ルールにのっとり、関税割り当てによるセーフガードの暫定措置を発動いたしました。

これに対して中国がどういう対応をとったかといひますと、中国は、我が国から輸出される自動車、エアコン、携帯電話に対し一〇〇%の上乗せ

関税をするという、むちゃくちゃな報復措置をとってきたわけでありまして。これは日中貿易協定に違反するともに、中国がまさに加盟せんとしているWTOの紛争処理規定にも違反をしていると思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○田中政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員御指摘のとおり、中国側の関税特別措置というのは、日本に対して差別的な形で措置をとっているということから、これは、日中貿易協定第一条におきまして最恵国待遇を定めておりますので、日中貿易協定に違反するということでございます。

また、中国はWTOにはいまだ加盟をしておりませんけれども、WTO上の、一方的な措置を禁止する紛争解決手続の了解、これも整合性がないものである、こういうふうな考えております。

○米田委員 つまり、むちゃくちゃな報復措置を中国がとった、そして今もとっている、こういうことであります。

そこで、十月三十一日に、我が国の政府調査における主要指標の概要が公表されました。これはまさに、先ほど申し上げた三つの製品の輸入の増加の時期と我が国の国内の価格、それから所得についての生産者の損害発生が同じであることが確認されたわけでありまして。

まさに明日十一月八日、この暫定措置の期限を迎えようとしております。あとは、常識的に考えればセーフガードの本格的な発動、すなわち確定措置を断行するしかないはずであります。政府はどう対処するのか、お答えをお願いします。

○田中政府参考人 委員御指摘のとおり、政府は暫定措置を発動し、その暫定措置の期限が十一月の八日に切れるということでございます。

一方におきまして、中国が、委員御指摘のとおり、の対抗措置をとっている。私どもとしては、果次の政府間の合意、これは私自身も参りましたけれども、極めて明確に、これは日中貿易協定に違反をする、WTO上も整合性がないということ、撤回を求めてきております。

一方におきまして、日本はWTOの加盟国として、WTOのルールにのっとり解決ということが重要であるという観点もございまして、これは日中首脳会談でも合意がされているところがございますけれども、話し合いによる解決というものを求めてきておるということでございます。現に、本日から官民の協議というものが再び開始をされている状況でございます。

ですから、可能な限り話し合いによる解決というものを求めてまいりたい、かように考えております。

○米田委員 田中さん、そんなこと言っているけれども、九日から、いわゆる確定措置は発動するんですか、しないんですか。九日以降どうするか、そのことをもう一遍端的に答えてください。

○田中政府参考人 確定措置の発動というのは、委員御案内のとおり、日本の国内法に従ってその損害の認定を行い、要件が満たされた場合に確定措置をとっていくことでございます。

したがって、今は話し合いということでございますけれども、十一月の九日以降も、輸入が急増するといふような状態というのはきちんとモニタリングしていくということでございますし、その後輸入の急増ということが確認されれば、WTOの手続に従って確定措置の発動に至る、こういうことでございます。

○米田委員 暫定措置の期限は二百日なんだ。これは一回こっきりで、もう一遍繰り返すことはできないわけだ。そうすると、九日以降、我が国の対抗措置である暫定措置が終息をし、かつまた確定措置もとれないという状態が続くわけですよ。

つまり、我が国が輸入急増に対してとった関税割り当てという手法による暫定措置、これは九日からとれない。そして確定措置への移行もできない。これは、確定措置に直ちに移行できる準備をしておくべきだったんですよ。失策じゃありませんか、これは。

なぜかという、中国側のむちゃくちゃな対抗措置、一〇〇%上乗せ課税なんという対抗措置、

これを中国は、では歩調を合わせてやめるんですか。その気配はないでしょう。中国は、セーフガードの確定措置、つまり本格的な発動、これをやらないんだということに約束しない限り、中国のあのむちゃくちゃな報復措置を取り下げないという姿勢でしょう。ということは、こちらはたまたか放しになるということですよ、九日以降。そういうことじゃありませんか。

○田中政府参考人 これは繰り返すになりますけれども、少なくともセーフガードの確定措置というのは調査を始めたときから一年ということでございますので、本年の十二月の二十一日まで、これが調査期限ということになっていて、手続上は確定措置に至れるということでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、中国からのこの三品目の輸入ということに対してはきちんとモニターをしていくということになっておりますし、その必要性が認められるときには確定措置に機動的に至るとというのが、今の政府の対応方針であろうと思います。

一方におきまして、中国の対抗措置に対しては、これはできるだけ早い段階での撤回を求めていくという基本方針に違いないわけで、その部分はきちんとやっていきたい、こういうふうに考えております。

○米田委員 早い段階での撤回を求めていくんて言っているけれども、要するに、さっき私が言ったように、中国は、日本が確定措置をとらないということに約束しない限り、あのむちゃくちゃな、六月の時点で打ってきた我が国への対抗措置を取り下げないと言っているわけですよ。全くなめられて下がる。宗主国が属国をぶったくような態度を中国はとっているわけでありまして。

私は、こういう状況を、しっかりと先を見通してきちんと準備をしておかなかったことは失策だと思えます。我が国が中国に、言ってみればすき間の期間にたまたかれ通しになることに対して、タオルだとか自転車とか、こういうものについても同様の輸入の急増ということが大変な課題に

なっているけれども、私は、新たな別の品目をもってして、中国の不当な我が国に対する措置に対抗する措置を新たにとも構わないくらいだということに思っているわけですよ。

そこで外務大臣、私は、これは単に日本の農業生産を守るという問題だけではないというふうに考えます。中国の一貫した対日戦略は、我が国に対しては徹底的に高圧的になる。世界に対しては、世界の標準にいろいろ、法制度その他を合わせて、世界の普通の国になってまいりますよというアピールを一生懸命やる。オリンピックの開催も決まった。しかし、我が国に対しては徹底的に、どんな無理不都合でも高圧的に出て、中国の利益の拡大につなげていく。こういう戦略であることは残念ながら間違いないというふうには私は考えているわけでありまして。

尖閣列島領有権の主張もわかりであります。調査船の不当な活動もわかりであります。それから、教科書問題を初め、さまざまな中国の態度の中には理不尽な面がたくさんあります。またもこの問題で、このセーフガードの問題で屈すれば、さらに次から次へと、さまざまな問題で譲歩と妥協を強いられることにつながるというふうには私は考えているわけでありまして、日本の経済援助を長く受けながら、軍備の増強をやめておりません。あるいは他国に対する援助もやっております。

今回、やっと中国へのODAを見直す方向ということになりましたが、私は、この際、このセーフガード問題も念頭に置きながら、単に見直すどころか、さっぱりと、場合によっては全面的なカットも辞さずという姿勢を示して、日本の利益を守るんだという決意をはっきりさせるべきだと思いますが、外務大臣の見解を伺います。

○田中中国務大臣 最後はODAのことをおっしゃいましたけれども、まずセーフガードの面からですけれども、確かに、二百日間の期間があつて、そして明日でもう期限が来るという中でござりますので、あつたというよりはよく私もわかっておりまして、この経緯を見ておりまして、話し合いによ

る解決ということに關係省庁がずつと努力をしてきているということについては、もうこれは土壇場であるということには十二分にわかつた上でも、なおかつ話し合いというものでお互いに努力をしていて、ということには申し上げざるを得ません。關係省庁が引き続き最善の努力をすることを私も期待いたしております。

それに関連して、トータルで、教科書問題もございまして、それからODAの問題、いろいろおっしゃいましたけれども、私もトータルで中国に、唐家璇さんに何度か申し上げたこともありまして、それから現在の駐日大使、武大使にも申し上げました。

すなわち、まさしく米田議員がおっしゃっているように、中国が、沿岸部を中心にして経済が発展し、あれだけの国際会議ができるようになる。そして、WTOにも近々入る。オリンピックもできる。そうした中であつて、しかも軍備費が増大しているけれども、このことについては、やはり日本の国内でも、なかなか今までと同じようなODAを供与することには反対の意見があるということ、私は直接自分の口から申し上げておられます。あちらはそれをちゃんと受けとめておられます。だからどうとコメントはなさっていませんが。

私は、国内のいろいろな世論、それから中国自体の推移についてお話をしております。その中で、特に私が強調しておりますのは、我が国の経済、財政状態の厳しさという中で、今までの所与のものと同じように中国にODAでは供与することが難しいと思います。逆に言えば、中国だつて聖域なき構造改革の、ODAの対象でありますということも明言してきております。したがって、そのことにつきましましては、やはりODAについては重点化して、ほかもそうですけれども、案件の積み上げ方式で、課題を、ここは強化する、ここはやめるといふふうなことを、めり張りをはっきりつけてやっていきたい、かように考えております。

○米田委員 セーフガードの問題で話し合いがそれなりにきちんと続けられてきたというお話ですが、中国のつた対抗措置は、もうあれは話し合いなんでもではなくて、今も続けている対抗措置は、あれは日本に対する暴行ですよ。暴力を振るっているのと同様であつて、だから、これはもう話し合いで解決する気が向こうに基本的にはない、完全に主張を通す、こういう意思がはっきりしているわけでありまして、その辺に対する準備をきちんと行つてくるべきであつた、見通しを立てておくべきであつたということを私は主張したかつたわけでありまして。

次に、PKO法の問題について質問をさせていただきます。

対テロ特措法が成立をいたしました。そこで、問題になつてくるのは、現行のPKO法とそれからこの間成立した特措法との乖離の問題だろうというふうに思います。その観点から何点か質問をさせていただきます。

まず第一に、国連平和維持活動に対する協力に関する法律、これがいわゆるPKO法であります。この二十四条で、被害要件を正当防衛、緊急避難に限って武器の使用を認めているわけでありまして。ところが、防護対象は、自己または自己とともに現場に所在する他の隊員に限定しているわけでありまして。言うなれば、他国のPKO要員それから国連職員、NGO、マスコミ、一切防護対象になつていない。

仮に、外務大臣が、我が国平和協力部隊の隊員を激励しようといつて視察に行つて、危なくなつても、この法律に厳密に従うならば、あなたを我が自衛隊は防護できない。総理であつても防護できない。我々が視察に行つても防護できない、そういうことなんですね。防衛庁長官が行つてもだめ、副長官が行つてもだめ。なぜならば、自己または自己とともに現場に所在する他の隊員なわけですから。こういう規定に現在のPKO法の二十四条はなつておるわけですよ。

先日、たしか日曜日だと思つていますが、NHKテ